

発議第 6 号

朝来市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市議会議員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 30 日 提出

提出者

議会議員 嵯峨山 博

賛成者

議会議員 松井 道信

同 関 綾乃

同 加藤 貴之

提案理由要旨

議員定数を削減するために所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市議会議員定数条例の一部を改正する条例

朝来市議会議員定数条例（平成20年朝来市条例第44号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

| 改 正 案                                                        | 改 正 前                                                        |
|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 朝来市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき <u>16人</u> とする。 | 朝来市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき <u>18人</u> とする。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。